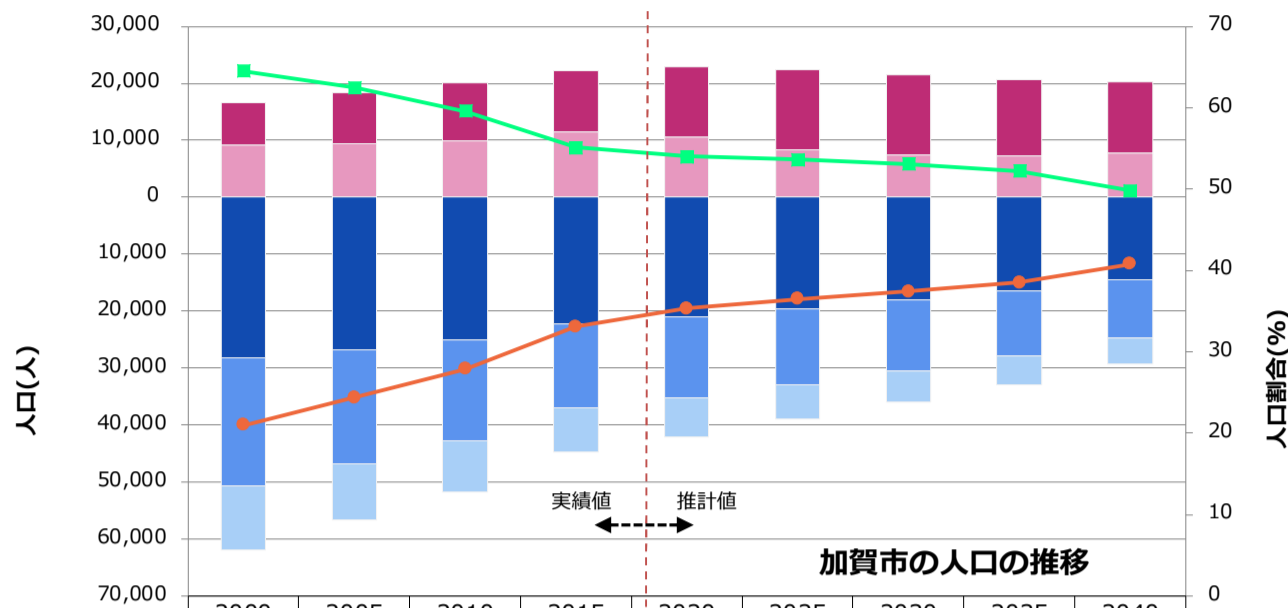


加賀市の介護保険事業の特徴

分析に活用したデータは、地域包括ケア「見える化」システム—現状分析より出力しております。

◆加賀市の人口と高齢化率

- 高齢化率は2015年では33.1%と3人に1人が65歳以上高齢者であり、全国平均及び県内平均に位置しています。
(全国624番目/1,565保険者、県内10番目/19保険者)
- 2040年には高齢化率が40%を超える見込みです。



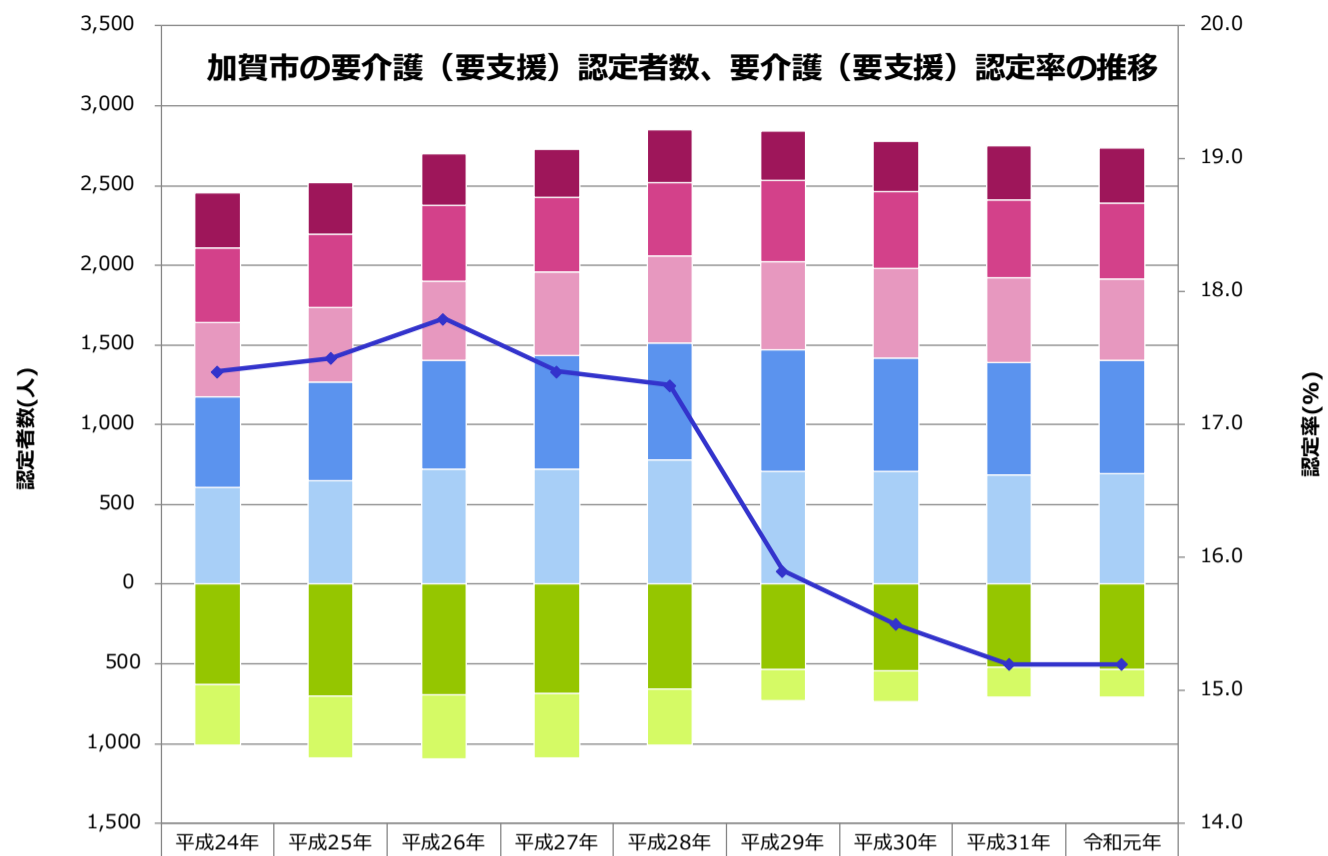
加賀市の高齢化率の順位		
(2015年10月時点)		
石川県内	10番目	19保険者
全国	624番目	1,565保険者
(2025年の推計値)		
石川県内	10番目	19保険者
全国	720番目	1,512保険者
(2040年の推計値)		
石川県内	9番目	19保険者
全国	680番目	1,512保険者

	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
75歳以上	7,230	8,938	10,174	10,848	12,312	14,109	14,080	13,272	12,384
65歳~75歳未満	9,263	9,322	9,853	11,414	10,634	8,254	7,416	7,291	7,796
15歳未満	11,236	9,887	8,954	7,749	6,969	6,107	5,421	4,972	4,644
15歳~40歳未満	22,487	19,958	17,844	14,746	14,233	13,268	12,437	11,446	10,120
40歳~65歳未満	28,197	26,877	24,966	22,246	20,945	19,606	18,078	16,448	14,484
高齢化率	21.0	24.4	27.9	33.1	35.3	36.5	37.4	38.5	40.8
生産年齢人口割合	64.5	62.5	59.6	55.1	54.0	53.6	53.1	52.2	49.8

(出典) 2000年~2015年まで：総務省「国勢調査」
2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

◆加賀市の要介護認定率

- 要介護(要支援)認定率は 15.2%と全国平均及び県内平均より低い値となっています。
(全国 1,307 番目/1,571 保険者、県内 16 番目/19 保険者)



加賀市の認定率の順位		
(平成 元年11月末時点)		
石川県内	16番目	19保険者
全国	1,307番目	1,571保険者

	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末時点	令和元年 11月末時点
■ 認定者数 (要介護 5)	351	330	318	303	328	311	321	336	344
■ 認定者数 (要介護 4)	463	454	478	462	457	511	482	492	475
■ 認定者数 (要介護 3)	470	471	497	526	546	555	562	526	509
■ 認定者数 (要介護 2)	564	618	681	715	737	755	707	706	710
■ 認定者数 (要介護 1)	609	649	722	719	779	711	709	688	695
■ 認定者数 (要支援 1)	382.0	386.0	401.0	404.0	356.0	197.0	198.0	188.0	169.0
■ 認定者数 (要支援 2)	630.0	704.0	697.0	684.0	656.0	533.0	541.0	523.0	537.0
◆ 認定率	17.4	17.5	17.8	17.4	17.3	15.9	15.5	15.2	15.2

(出典) 平成23年度から平成29年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、平成30年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和元年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

※認定率：第1号被保険者に対する要介護・要支援者の割合。通常は第1号被保険者に対する第1号被保険者の要介護・要支援認定者をいう。

◆加賀市の調整済み認定率

・調整済み認定率でも、全国平均及び県内平均より低い値となっています。特に要支援の認定率が他市と比較して減少しています。

↓（要因）

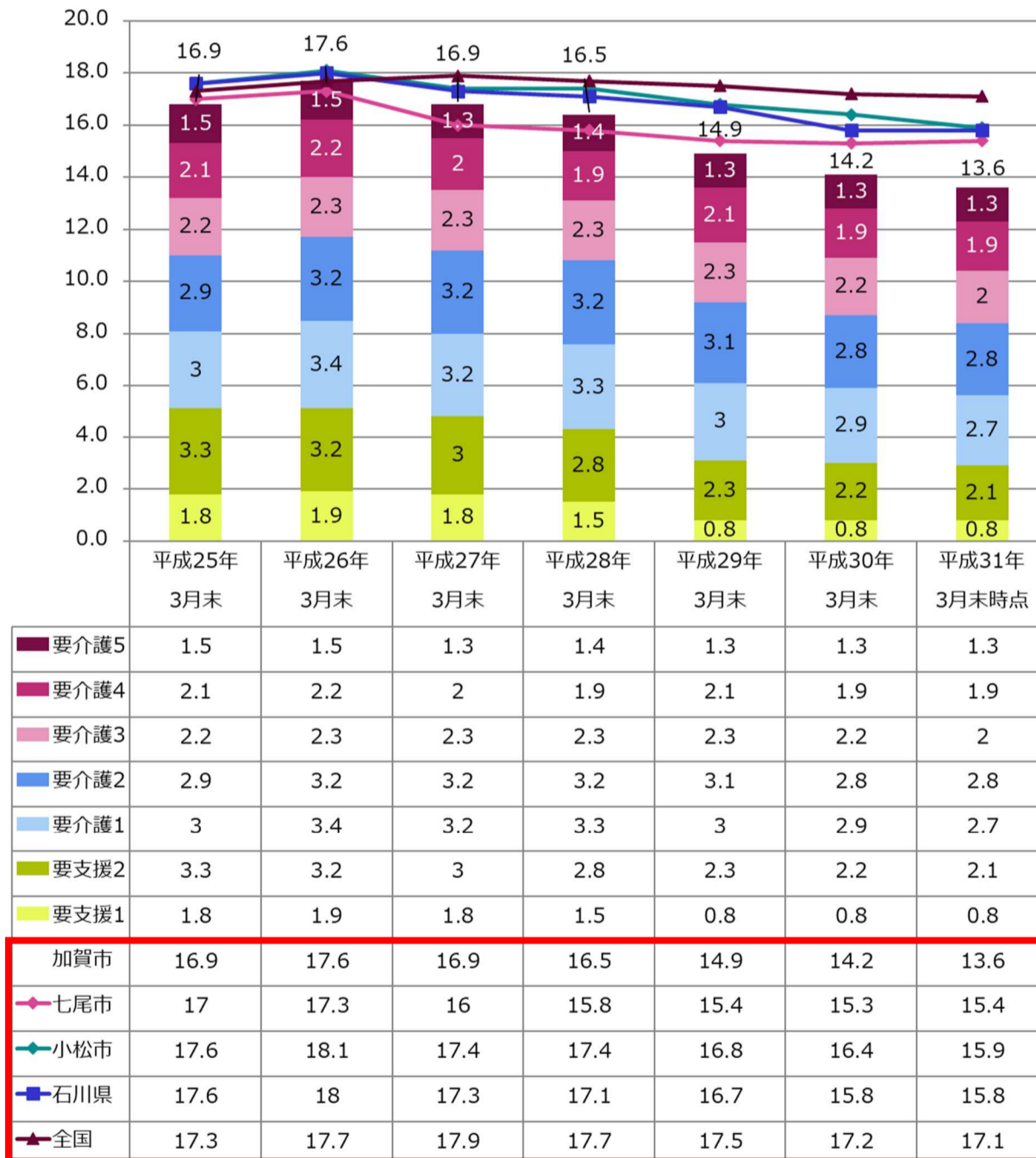
・平成 28 年 3 月から総合事業への移行を行っており、要支援相当の方が認定を受けずに利用できるサービスや「場」が増えたため、認定率の低下に大きく影響していると考えられます。

- 創設
- ・介護予防訪問介護相当サービス
 - ・介護予防通所介護相当サービス
 - ・通所型サービス A（A 型デイ） 平成 29 年 9 月から
 - ・家事支援サービス 平成 28 年 4 月から
 - ・短期集中予防サービス 令和元年 10 月から

- 拡充
- 地域型元気はつらつ塾
 - 地域おたっしやサークル、ふれあい・いきいきサロン（通いの場）

・また、これらのサービス利用が介護予防につながっているものと考えられます。

調整済み認定率（要介護度別）（加賀市）



（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成30年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※調整済み認定率：認定率を、地域間・時系列で比較しやすくするために、「どの地域も全国平均と全く同じ第 1 号被保険者の性・年齢構成だった」として認定率を計算しています。

◆調整済み第1号被保険者一人あたり給付月額（平成29年（2017年））

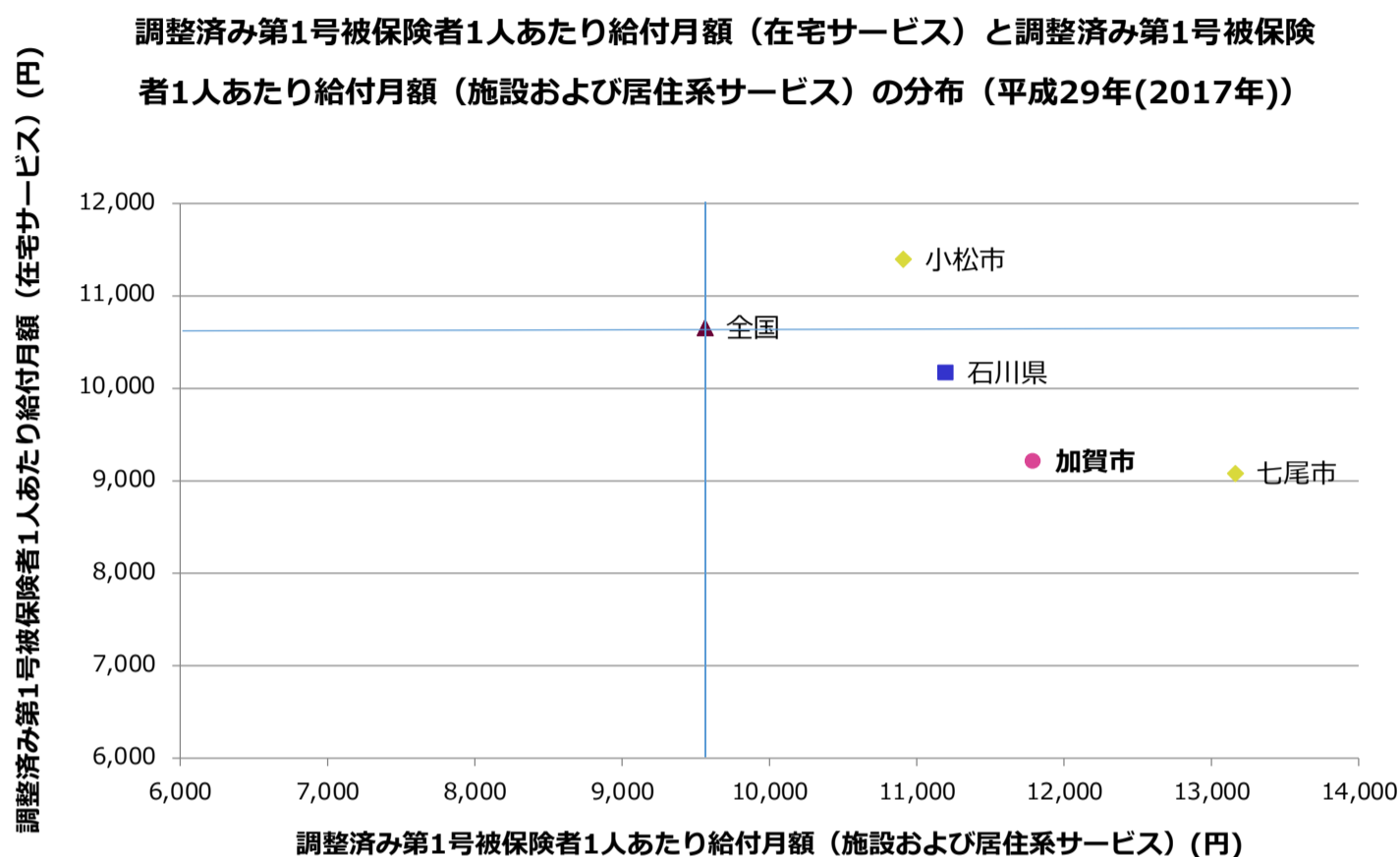
～全国、石川県、小松市、七尾市との比較～

※比較地の市町村は、近隣市として「小松市」、人口規模が同程度の市として「七尾市」を選出しています。

- ・在宅および居住系サービスは全国平均・県内平均及び小松市と比較して低く、七尾市より少し高い値となっています。
- ・施設サービスは全国平均・県内平均及び小松市よりも高く、七尾市よりも低い値となっています。

↓（要因）

- ・被保険者一人あたり施設定員が全国、石川県とくらべて比較的多いため、在宅サービスの利用が少ないものと考えられます。



（時点）平成29年(2017年)

（縦軸の出典）「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※在宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

※施設サービス：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

※居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護